

板橋区中央安全衛生委員会学校専門部会設置要綱

(設置)

第1条 東京都板橋区安全衛生委員会規則(平成9年板橋区規則第24号)第13条の規定に基づき、学校専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、板橋区立の学校及び幼稚園(東京都板橋区立学校設置条例(昭和30年3月24日板橋区条例第9号)により設置された学校及び東京都板橋区立幼稚園条例(昭和46年11月24日板橋区条例第27号)第1条の規定により設置された幼稚園をいう。以下同じ。)に勤務する給食調理に従事する職員を除く教職員(以下「教職員」という。)の安全衛生に関し、次の各号に掲げる事項について調査研究を行う。

- (1) 教職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持促進を図るための対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び発生防止対策に関する事項で、安全及び衛生にかかわること。

2 専門部会は、前項の調査研究に基づき、必要があると認めるときは、中央安全衛生委員会に報告し又は意見を述べることができる。中央安全衛生委員会から調査研究又は意見を求められた場合についても、また同様とする。

(構成)

第3条 専門部会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教育委員会事務局教育総務課長(以下「教育総務課長」という。)
- (2) 教育委員会事務局指導室長(以下「指導室長」という。)
- (3) 教育委員会事務局教育総務課学校職員係長
- (4) 教育委員会事務局学務課学校運営保健係長
- (5) 教育委員会事務局指導室教職員係長
- (6) 学校長又は副校長のうちから、教育総務課長が指名する者2名
- (7) 教職員のうちから、労働組合及び職員団体からの推薦を受けた者6名

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には教育総務課長、副部会長には指導室長をもってあてる。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総括する。

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(開催及び招集等)

第6条 専門部会は、その必要に応じて開催し、部会長が招集する。

2 専門部会の議事は、中央安全衛生委員会の例による。

(助言)

第7条 専門部会は、必要があると認めるときは、第2条第1項各号に掲げる事項について産業医（東京都板橋区安全衛生管理者等設置規則（平成9年板橋区規則第23号）第3条に規定する主任産業医又は産業医をいう。）の助言を求めることができる。

(事務局)

第8条 専門部会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

付 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。